第 11　付表

第１１　付　　表

１　令和８年度　児童母子等福祉対策事業概要

こども未来課・子育て支援課・こども家庭相談室

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1　児童館運営	児童館 15 館を設置し児童の健全育成を図る。	S41	単独	213,530	館長 1 人･児童厚生員 2 人・体力指導員等 1～3 人を各館に配置
2　遺児対策事業	・入学祝金（小・中）　小学校、中学校入学時 ・中学校卒業祝金　中学校卒業時	S47	単独	600	28 年度より県補助金廃止
	・弔慰金　父もしくは母の死亡時	S48	単独	250	
3　地域組織助成	児童館との連携により児童の健全育成を図る。	S48	単独	2,460	15 クラブ× 164,000 円＝ 2,460 千円
4　女性・ひとり親家庭児童相談	相談員 5 人を配置し各種相談に応ずる。	S40	(女)国 1/2	(女) 14,354 (家) 4,489	女性相談支援員 2 人、家庭相談員 1 人、母子･父子自立支援員兼女性相談支援員 1 人、母子･父子自立支援員 1 人
5　こども家庭センター(児童福祉機能)運営事業	児童及び妊産婦の福祉に関する相談に応じ、母子保健と一体的に必要な支援を行う。	R6	国 2/3	34,637	旧子ども家庭総合支援拠点
6　母子寡婦福祉会助成	母子・寡婦家庭の福祉向上のため助成する。	S41	単独	208	
7　助産施設入所	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所措置する。	S47	国 1/2	1,500	
8　ひとり親家庭等医療費給付事業	対象者はひとり親家庭の 18 歳年度末までの児童とその児童を扶養する父母､及び父母のない 18 歳年度末までの児童。	S56	県 1/2	165,000	R7 年度給付額 149,090,628 円 R7 年度給付件数 58,068 件
9　子ども医療費給付事業	0 歳から高校生等までの医療費（保険診療）の自己負担分を給付する。	S48	県 1/2	800,000	R7 年度給付額 786,713,726 円 R7 年度給付件数 398,214 件

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
10 児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童（18 歳年度末まで、心身に中度以上の障害がある場合 20 歳未満）を監護している母、又は父、養育している者に手当を支給する。	S37	国 1/3	1,050,000	R7 年度末受給者数 1,772 人 R7 年度支給実績 1,044,684 千円
11 児童手当支給事業	高校生年代（18 歳年度末）までの児童を養育している者に手当を支給する。	H24	<3 歳未満> (被用者) 国 10/10 (非被用者) 国 13/15 県 1/15 <3 歳以上> 国 7/9 県 1/9	3,800,000	R7 年度末受給者数 14,422 人 R7 年度支給実績 3,725,365 千円
12 子育て短期支援事業	保護者が疾病等の社会的事由により児童の養育が一時的に困難となった場合一時的に養育する。 ・養育期間……7 日以内	H5	国 1/3 県 1/3	394	浩々学園 里親
13 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、遊びを中心にした生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	S52	国 1/3 県 1/3	424,993	R8 年度 52 クラブ開設
14 ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を行うことにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う。	H18	国 1/3 県 1/3	7,950	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会へ運営業務を委託
15 放課後子供教室運営費	勉強やスポーツ、文化活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	H19	国 1/3	1,601	R7 年度　5 地区
16 八戸童話会補助金	児童文化の実演を通して子どもの健全育成を図るため、八戸童話会が行う事業費の一部を補助する	S35	単独	50	
17 八戸市子ども会育成連合会補助金	子ども会育成組織相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を推進し、子ども一人ひとりの健全な育成を図るため、事業費の一部を補助する。	S36	単独	940	子ども会育成事業 500 千円 地域活動推進事業 440 千円

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
18 子育て情報整備事業	子育て情報の充実を図るため、LINE（R2 から）での情報配信、また母子健康手帳機能と情報配信機能を備えた子育て支援アプリ（R4 から）を運用する。	H27	単独	1,991	（LINE） はちのへ未来ネットへ配信業務を委託 931 千円 （子育て支援アプリ） 1,060 千円
19 地域こどもの生活支援強化事業費補助金	こどもが安全安心で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる取組を実施する団体に対して、その活動に要する費用の一部を補助する。	R8	国 2/3	4,250	1 回あたり 10,000 円以内 子ども食堂・学習支援（両事業合わせて上限 40 回） こども宅食おすそわけ便（上限 5 回） 立上げ支援 上限 100,000 円
20 こどもの居場所づくりコーディネート事業	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所同士や関係者とのネットワーキング、新規開設や運営相談、食材支援のマッチング、企業等に対する支援の働きかけ等を行う。	R7	国 1/2	6,000	
21 母子生活支援施設入所	母子世帯が入所し、各種支援を受けながら自立をめざす。		国 1/2	54,000	
22 はちのへ縁結びプロジェクト事業	町内会と連携し結婚支援に関する情報を地域にお知らせするほか、関係団体とも連携し、イベントを開催する。	H28	県 3/4 又は 2/3	2,341	
23 母子家庭等対策総合支援事業	就職に有利な資格取得と高卒認定試験などの学び直しにかかる費用の一部助成や、日常生活支援、親子交流支援、就業相談・就業講習会・就業情報の提供などを通し、ひとり親家庭の生活負担軽減やより良い就職・転職に向けた可能性を広げる。	H26	国 1/2 又は 3/4 ※事業により補助率が異なる	16,421	就業・自立支援センター事業　5,114 千円 日常生活支援事業 843 千円 親子交流支援事業 872 千円 自立支援教育訓練給付金事業　1,200 千円 高等職業訓練促進給付金等事業 7,992 千円 ひとり親家庭学び直し支援事業 400 千円

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
24 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的に不安定な母子･父子家庭及び寡婦の方々の自立や生活意欲の向上を援助するため、貸付を行う。	H28	国 2/3	45,704	R7 年度 貸付件数 54 件 貸付額 25,419 千円
25 子どものための教育・保育給付費	私立 97 施設、定員 7,103 人（R8.4.1 現在） ・保育所 13 施設（内、分園 1 施設） ・幼稚園 13 施設 ・認定こども園 70 施設（内、分園 1 施設） ・小規模保育事業所 1 箇所		国 1/2 県 1/4	9,945,840	H26 までは保育所入所運営費
26 保育料収納業務委託料	保育所に保育料の収納業務を委託し、保育料の納入促進を図る。	H21	単独	267	納付書 1 枚当たり 96 円
27 保育事業研修委託	保育従事者の研修を八戸市保育連合会に委託し、資質の向上を図る。	S48	国 1/2	669	
28 ふれあい保育事業（軽度）	保育を必要とする軽度の障がい児を保育所等に入所させて、健全な社会性の成長発達を促進するため、健常児と共に集団保育を行う。	S53	国 1/3 県 1/3	19,000	2･3 号認定のみ市単独補助
29 中程度障がい児保育事業	保育を必要とする中程度の心身障がい児を保育所等に入所させて、健全な社会性の成長発達を促進するため、健常児と共に集団保育を行う。	H15	国 1/3 県 1/3	15,000	2･3 号認定のみ市単独補助
30 実費徴収に係る補足給付事業	低所得で生計が困難な世帯を対象に、食事の提供に要する費用、日用品等の購入に要する費用等の一部を給付する。	H28	国 1/3 県 1/3	160	副食材料費 月額 5,100 円まで 教材費、行事費等 月額 2,800 円まで （副食材料費は私学助成幼稚園の児童のみ）
31 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	H2	国 1/3 県 1/3	220,000	R7 年度 一般型 38 施設 幼稚園型Ⅰ 61 施設 幼稚園型Ⅱ 1 施設 余裕活用型 0 施設
32 延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、通常の保育時間帯以外の時間において保育を行う。	H6	国 1/3 県 1/3	144,000	R7 年度 短時間認定 49 施設 標準時間認定 64 施設

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
33 地域子育て支援拠点事業	地域において親子の交流等を促進し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを図る。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・地域支援活動の実施	H6	国 1/3 県 1/3	55,152	一般型（6 日型） 1 施設 一般型（5 日型） 4 施設 一般型（3～4 日型） 8 施設
34 保育所広域入所委託	市内に居住する保育を必要とする児童について、居住地以外の市町村の保育所等へ入所希望があった場合に対応し、保育所等の広域的な利用の円滑化を図る。	H10	————	———	事業費については、子どものための教育･保育給付費に含まれる。
35 認可外保育施設児童対策事業費補助金	認可外保育施設が入所児童に対して実施する内科、歯科検診（各年 2 回）に要する費用の一部及び入所児童の処遇向上のため、保育材料の購入費用の一部を補助する。	H10	単独	301	R7 年度実施施設 4 施設
36 休日保育事業	日曜日、国民の祝日等において保育を必要とする児童に対する保育を実施する。	H13	————	——	事業費については、子どものための教育･保育給付費に含まれる。
37 病児・病後児保育事業	病児保育においては、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、病後児保育においては、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで一時的に保育する。スマートフォンなどを利用して病児・病後児保育の予約やキャンセルを行うためのシステムの導入費用を補助する。 病児送迎サービスにおいては、体調不良児について、保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に送迎を依頼し、依頼を受けた病児保育実施施設の看護師等が体調不良児の送迎を行い、かかりつけ医等に受診させ、施設で保育を行うもの。	病後児 H13 病児 H21 病児送迎 R7	国 1/3 県 1/3	90,183	R7 年度実施施設 病児保育 滝沢小児科内科医院 河原木ファミリークリニック 病後児保育 明星こども園 中居林こども園 南売市保育園 病児送迎 滝沢小児科内科医院

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
38 認可外保育施設衛生・安全対策事業	認可外保育施設に従事する職員の健康診断費を助成する。	H15	国 1/3	265	R7 年度実施施設 2 施設
39 子育てサロン支援事業	地域の公民館等において開催される子育てサロン（地域の親子が気兼ねなく集まり、子育ての相談や交流ができる場）の運営を支援する。	H19	単独	1,900	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会へ委託
40 子育てつどいの広場事業	親子の交流等を促進し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを図るとともに、中心市街地の創出を図る。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・豊かな遊びの空間の提供と遊びやものづくりに関する体験講座等の実施 ・拠点施設の開設場所を活用した一時預かり事業の実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施	H22	国 1/3 県 1/3	20,491	はちのへ未来ネットへ運営業務を委託
41 産休等代替職員設置費補助金	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に雇い上げる事業者に対し、雇い上げに必要な費用の一部を補助する。	H28	単独	330	補助基準額 日額 8,232 円×勤務日数
42 保育補助者雇上強化事業補助金	保育士の業務負担を軽減し離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境の改善に取り組んでいる事業者に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。	H29	国 2/3	32,458	補助基準額 月額 135,240 円×雇上月数
43 保育士資格取得支援事業補助金	幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材確保を目的として、幼稚園教諭免許状を有する者等の保育士資格取得に要する経費について補助する。	H29	国 1/2	820	指定保育士養成施設の受講に必要な入学料、受講料に対し 1/2 を補助。

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
44 保育士試験による資格取得支援事業補助金	保育所等で保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のために要する経費について補助する。	H29	国 1/2	100	保育士試験受験講座の受講に必要な入学料、受講料に対し 1/2 を補助。
45 八戸市未来の保育士応援奨学金	保育士養成施設に在学し、将来市内の保育所等に保育士として就職しようとする者に対し、修学資金を無利子で貸与する。5 年間従事した場合は、返還を免除する。	H30	単独	5,040	貸与額月額 4 万円
46 施設等利用給付費	主に 3 歳以上の児童を対象に、幼稚園（新制度未移行）、認可外保育施設、預かり保育事業の利用費について無償化を行うために措置する。	R 元	国 1/2 県 1/4	54, 000	令和元年 10 月から開始
47 医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備を支援する。	R5	国 2/3	14,775	R7 年度実施施設 3 施設 ・サンフラワー保育園 ・新井田こども園 ・たいなか保育園
48 保育所等業務効率化推進事業	保育所等における業務の ICT 化を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備し、保育所等を利用する児童及び保護者の利便性も向上させる。	R5	国 1/2	2,175	R7 年度実施施設 1 施設
49 こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付。	R6	国 3/4 県 1/8	19,100	R7 年度実施施設 9 施設
50 子ども・子育て支援窓口等 BPR 推進事業	会計年度任用職員が行っている窓口業務等を委託することにより、民間事業者の専門知識やノウハウを最大限に活用し、来庁者が快適かつ安心して利用できるよう、市民サービスの安定的な提供と質の向上を図るとともに、効率的な行政運営を実現させる。	R8	単独	1,716	

2　令和８年度　高齢者福祉対策事業概要

高齢福祉課

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1　老人ホーム入所措置事業	在宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置する。 ・養護老人ホーム　3ヶ所	S38	単独	145,105	長生園、晴ヶ丘老人ホーム、津軽ひかり荘
2　緊急通報装置貸与事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障害者を対象として、緊急時の連絡体制の整備を図るため、通報装置を貸与する。	H5	単独	11,512	
3　老人日常生活用具給付事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするために、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する。	S48	単独	64	
4　老人福祉電話設置事業	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に設置し、孤独感の解消、安否の確認と各種相談を行う。設置費（移設）を市で負担する。	S50	単独	1,576	
5　寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯であって、心身の障がい及び傷病等により寝具の衛生管理が困難な方に対して、洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	H13	単独	275	クリーニング業者へ委託
6　生活支援ハウス運営事業	ひとり暮らしや高齢などのため独立して生活することに不安がある方など、在宅での生活に不安のある 60 歳以上の方に対し、必要に応じて短期間（原則 6 か月以内）住居を提供するとともに、近隣住民との交流機会の提供や生活支援を行い、再び居宅において生活できるよう支援する。	H13	単独	13,680	八戸グリーンハイツ、アイビス
7　老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動を育成するため、老人クラブが行う活動に対して補助金を交付する。	S38	国 1/3	10,136	年度途中に新規設立したクラブには、市単独で助成
	老人クラブ連合会で実施する次の事業へ補助金を交付する。 ・連合会の運営 ・リーダー研修会等の特別事業 ・健康づくり（介護予防）事業	S47			

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
＜前項続き＞	老人クラブの社会奉仕活動等を促進し、高齢者の社会参加、生きがいづくり、地域福祉の向上を図る。 ・老人クラブ加入及び活性化業務 ・集いの場運営及び地域見守り活動の助成 ・老人クラブ補助金申請受付等業務	S55	単独		
8 地区敬老事業支援事業	民生委員児童委員協議会等で主催する地区の敬老事業へ補助金を交付する。	S42	単独	32,386	77 歳以上の者、助成額 1 人当たり 900 円
9 敬老祝金支給事業	長寿を祝福するとともに、社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらうことを目的に、88 歳（米寿）及び 100 歳の高齢者に祝金を支給する。	S49	単独	21,026	支給額 100 歳　100,000 円 米寿（88 歳） 10,000 円
10 施設の維持管理事業	老人福祉センター2 館、老人いこいの家 5 館、高齢者生活福祉施設 1 館の維持管理を行う。	S48	単独	68,910	老人福祉センター馬淵荘、老人いこいの家（臥牛荘、青山荘、諏訪荘、うみねこ荘、海浜荘）分 53,373,000 円 （うち指定管理料 53,241,000 円） ※指定管理者：東北医療福祉事業協同組合 （令和 6 年度～令和 10 年度） 老人福祉ｾﾝﾀｰ南郷 14,825,000 円 （うち指定管理料 10,437,000 円） ※指定管理者：八戸市社会福祉協議会 （令和 6 年度～令和 10 年度） 高齢者生活福祉施設 勁松館 712,000 円 ※直営

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
11 鷗盟大学運営事業	60 歳以上の高齢者を対象に一般教養、園芸、生活福祉等の学習を通じ、社会参加を促し生きがいの向上を図る。 ・実施場所……総合福祉会館	S51	単独	10,750	
12 高齢者バス特別乗車証交付事業	70 歳以上の高齢者（身体障害者手帳 4 級以上及び愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は除く）に社会参加の促進と生きがい向上のため、市内全線使用できる市営バス・南部バス共通のバス特別乗車証を交付する。	S49	単独	602,557	
	市営バス・南部バスが運行していない地域住民に民間バス会社の交通ポイント付与済み交通系 IC カードを交付する。（対象者は、高齢者特別乗車証対象者と同じ）	S53			Towada SkyBlue Pass を交付
13 はり・きゅうあんまマッサージ施術費助成事業	70 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の心身障害者（愛護手帳所持者及び身体障害者手帳 4 級以上）に、身体機能の促進、健康保持のため、はり、きゅう、あんまマッサージ施術費の一部助成券を交付する。 ・助成額　1 回（助成券 1 枚） 800 円 ・助成券　1 人年間 9 枚交付	S62	単独 青森県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療保険被保険者分）100％	1,906	指定施術所のみ利用可
14 家族介護支援事業	65 歳以上の寝たきり高齢者と同居し、1 年以上在宅で介護している方に慰労金を支給する。	H 元	単独	8,100	1 人あたり支給額 30,000 円（年 1 回）
	要介護 4 または 5 の認定期間が 1 年以上継続し、当該 1 年間介護保険サービスを受けていない高齢者を在宅で介護している家族に対し介護慰労金を支給する。（介護者・被介護者との非課税世帯）	H13			1 人あたり支給額 100,000 円（年 1 回）
15 軽費老人ホーム事務費補助金	社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費について、当該社会福祉法人に対し、補助金を交付する。	H28	単独	156,000	5 施設分

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
16 成年後見センター事業	相談機能、広報機能、制度利用促進機能及び後見人支援機能を備えた成年後見制度の利用促進を担う中核機関として、権利擁護総合相談や啓発・研修、ネットワーク会議、市民後見推進業務を行う。	H28	単独 国（一部）	14,115	
17 市民後見推進事業	＜市民後見推進協議会＞ 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議や市民後見人候補者の受任調整を行う。	H24	県 1/2	2,288	
	＜市民後見人フォローアップ研修＞ 市民後見人養成研修の修了者が常に正しい倫理観や知識を持ち、後見人として不安なく活動できるよう研修会を開催する。	H24	県 2/3		
	＜市民後見人養成研修＞ 成年後見制度を利用する方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な立場で支援する市民後見人を養成する。	H23	県 2/3		
18 高齢者福祉に関する理解促進事業	八戸圏域連携中枢都市圏の高齢者福祉に携わる医療・介護関係者、介護・福祉に関心のある住民を対象に、高齢者福祉合同研修会を開催する。	H23	単独	163	
19 在宅医療介護 ICT 連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、切れ目なく在宅医療と介護を提供するため、ICT ツール等を活用し、医療と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	H30	単独	5,273	

3　令和８年度　高齢者福祉対策（地域支援事業）事業概要

高齢福祉課、介護保険課

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
1 訪問型サービス事業	＜旧介護予防訪問介護に相当するサービス＞ 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する。	H28	国 約 25% 県 12.5% 支払基金 27% 1 号保険料 23% 市 12.5%	85,187	
	＜訪問型日常生活支援事業＞ 生活機能が低下している高齢者に対し、当該高齢者の居宅において、掃除、洗濯、調理、買物その他日常生活における生活援助を行う。	R 元			
2 通所型サービス事業	＜旧介護予防通所介護に相当するサービス＞ 通所介護事業者の従事者によるサービスを実施する。	H28		365,040	
	＜通所型サービス A＞ 介助を必要としない方向けに機能訓練等を短時間・低額で実施する。	R6			
	＜運動・認知複合型プログラム事業＞ 筋力や体力の衰え、認知機能の低下をしている総合事業対象者に、トレーニング用の器械やボールを使った運動や脳トレ、レクリエーションなどを実施する。	R5			受託事業所 2 事業所
3 介護予防ケアマネジメント事業	心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	H28		58,000	

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
4 介護予防把握事業	地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。	H18	国 約25% 県 12.5% 支払基金 27% 1号保険料 23% 市 12.5%	10,739	
5 介護予防普及啓発事業	65歳以上の者に対し、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう支援する。	H18		53,151	
	＜介護予防教室＞ 介護が必要な状態にならず、元気に暮らせるよう運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を開催する。				
	＜パンフレットの配布＞ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットを作成し配布する。				
6 地域介護予防活動支援事業	65歳以上の者に対し、自発的かつ主体的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。 ＜生きがいと健康づくり推進事業＞ ほっとサロンや三世代交流事業、各種講座等の開催により、高齢者の生きがいと健康づくりを図る。	H18		19,697	
	＜ボランティア育成・活用事業＞ 介護予防に関するボランティア等の人材育成を図るための研修会を開催するとともに、ボランティアとして各種事業への参加を促進する。	H23			
	＜地域回想法＞ 回想法を展開し、高齢者同士の仲間づくりや介護予防につなげる。				
	＜シニアはつらつポイント＞ 高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、介護施設等でのボランティア活動等を通じて自らの介護予防を図る。				

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
7 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、市民や介護支援専門員等に対し、リハビリテーション専門職等が介護予防に関する技術的助言等を行う。	R元	国 約25% 県 12.5% 支払基金 27% 1号保険料 23% 市 12.5%	2,898	
8 審査支払手数料	総合事業の給付管理の審査及び報酬の請求の支払を国保連合会に委託した場合に手数料を支払う。	H28		2,536	
9 高額介護予防サービス費相当事業	高額介護（予防）サービス費の調整後の自己負担額と総合事業負担額を合算した額が利用者負担上限額を超えた場合に、総合事業の利用料を払い戻す。	H29		733	
10 高額医療合算介護予防サービス費相当事業	各医療保険における世帯内で、計算期間内の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、総合事業の利用料を払い戻す。	H30		710	
11 地域包括支援センター運営事業	総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務といった包括的支援事業を実施し、地域包括支援センターの運営を行う。	H18	国 38.5% 県 19.25% 1号保険料 23% 市 19.25%	294,805	
12 包括的支援事業（社会保障充実分）	医療・介護・予防・住まいの生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を実施する。 ＜在宅医療・介護連携推進事業＞ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護事業所等の関係者の連携を推進する。			5,541	

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
＜前項続き＞	＜地域ケア会議推進事業＞ 包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有するもの、民生委員その他関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を設置、推進する。				
	＜生活支援体制整備事業＞ 在宅生活を続ける高齢者の多様な日常生活上の支援体制を充実させるため、協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置、資源開発などを行う。				
	＜認知症総合支援事業＞ 認知症の人及びその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援体制や医療と介護の連携強化による支援体制の構築等を行う。				①認知症初期集中支援推進事業 ②認知症地域支援･ケア向上事業 ③認知症サポーター活動促進･地域づくり推進事業
13 任意事業	介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び高齢者を介護する家族等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う		国 38.5% 県 19.25% 1 号保険料 23% 市 19.25%	11,834	
	＜介護給付等費用適正化事業＞ 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう促すとともに、費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図る。				①認定調査票の点検 ②ケアプラン等の点検 ③医療情報との突合・縦覧点検　等
	＜介護用品の支給＞ 要介護度 4、5 で市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護用品を支給する。				

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
＜前項続き＞	＜認知症フォーラムの開催事業＞ 住民が認知症について正しい知識を得て、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の重要性を意識付けるほか、認知症に関係する各団体が連携を図ることの重要性を理解することを目的に実施する。	H22			
	＜あんしんカード事業＞ 市内に住むおおむね 65 歳以上で認知症等により道に迷って自宅に帰ることができなくなるおそれがある方の情報を事前に登録し、登録者が保護された場合、すみやかに家族等に連絡する。				
	＜認知症サポーター養成事業＞ 地域住民、学校、職域等多くの住民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族にさりげない声かけや温かく見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、その講師役であるキャラバン・メイトを支援する。	H18			
	＜成年後見制度利用支援事業＞ 成年後見制度の市長による申し立て及び必要な者に対する報酬の助成を行う。	H16			
	＜住宅改修支援事業＞ ケアマネジャーの業務のうち、介護報酬の対象とならない住宅改修の申請書に添付する理由書の作成業務に対する報酬を助成する。	H13			

4　令和８年度　高齢者福祉対策（介護保険関連）事業概要

介護保険課

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1　低所得者対策事業	①社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度 ②障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	①H13 ②H12	県 3/4 市 1/4	801	
2　介護の仕事理解促進事業	出前講座を通じて小中高生・保護者・教職員の介護職に対するイメージアップを図り、将来的な職業の選択肢を広げる。	R2	単独	387	
3　介護業務の革新・業務効率化事業	介護ロボットや ICT 機器の導入に対する事業所の理解を進め、業務の効率化を図ることにより介護サービスの充実を図る。	R5	単独	95	
4　外国人介護人材受入施設等環境整備事業	介護業務マニュアルの翻訳や就職当初に係る経費を補助すること等により、外国人介護人材の受入れを支援する。	R6	県 1/2 市 1/2 (一部単独)	2,517	
5　介護支援専門員資格取得・定着支援事業	5 年毎の法定研修に要する費用を補助することにより、介護支援専門員の確保・定着を図る。	R6	単独	1,600	
6　高額介護（予防）サービス費の支給	1 か月に支払った介護サービス費の自己負担額の合計が自己負担の上限額を超えた場合、超えた分を支給する。	H12	1 号保険料 23% 支払基金 27% 国 25% 県 12.5% 市 12.5% （施設分 国 20% 県 17.5%）	497,400	
7　高額医療合算介護（予防）サービス費の支給	年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が自己負担の上限額を超えた場合、超えた分を支給する。	H21		68,400	
8　介護（予防）特定福祉用具購入費の支給	入浴や排せつに使われる特定福祉用具の購入費を支給する。	H12		24,000	
9　居宅介護（予防）住宅改修費の支給	居宅の手すりの取付けや段差解消などの改修費を支給する。	H12		22,000	
10　負担限度額の認定（特定入所者介護サービス費）	低所得者の負担軽減のため施設等に支払う食費や居住費の自己負担の上限額を設定し、超えた分は特定入所者介護サービス費として補足給付を行う。	H17		359,200	

5　令和８年度　障がい福祉対策事業概要

障がい福祉課

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1　身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に基づき交付する。	S26	————	———	手帳交付人数 7,983 人（R8.3.31 現在）
2　更生医療給付事業	身体障がい者の更生に必要な医療で、その障がいを除去又は軽減して、日常生活を容易にするための医療費の一部を公費で負担する。（例）じん臓機能障害の血液透析、心臓手術等	S25	国 1/2 県 1/4	390,000	R7 年度　12,057 件
3　育成医療給付事業	肢体不自由、視覚障害、聴覚・音声障害または先天性内臓疾患、心臓疾患などをもつ 18 歳未満の児童で、その疾患を放置すれば、将来、障がいに至ると認められる場合の医療費の一部を公費で負担する。	H25	国 1/2 県 1/4	2,200	R7 年度　145 件
4　身体障害者補装具費支給事業	失われた部位、欠陥のある部分を補う用具に係る費用を支給している。	S48	国 1/2 県 1/4	69,453	R7 年度　543 件
5　身体障害児補装具費支給事業	失われた部位、欠陥のある部分を補う用具に係る費用を支給している。支給に伴い、申請者が負担すべき額の 3 分の 2 を市が助成している。	S48	国 1/2 県 1/4 単独	26,252	自己負担分の 2/3 を市が助成（単独分事業費：849,244 円） R7 年度　116 件
6　軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18 歳未満）に対し、補聴器の購入費の一部を補助する。	H25	県 1/2	900	R7 年度　14 人 23 個

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
7 訪問系サービス事業	障がい者及び障がい児が、能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等に関する給付その他の支援を行う。	H18	国 1/2 県 1/4	327,000	
8 日中活動系サービス事業		H18	国 1/2 県 1/4	4,955,717	
9 居住系サービス事業		H18	国 1/2 県 1/4	1,452,200	
10 自立支援給付事業		H18	国 1/2 県 1/4	116,540	サービス費分
11 障害児通所支援給付事業		H18	国 1/2 県 1/4	1,520,638	サービス費分
12 巡回・訪問診査事業	在宅訪問診査（整形外科）を年１回実施する。	S46	単独	23	医師、看護師謝礼ほか
13 身体障害者福祉電話基本料金助成事業	外出困難な重度障がい者の家庭に福祉電話を設置し、緊急時の連絡、コミュニケーションの手段を確保する。基本料金と移設費は市が負担する。	S50	単独	92	R7 年度 対象者 3 人
14 重度身体障害者日常生活用具給付事業	重度の身体障がい者に、日常生活を容易にするために特殊寝台や点字図書を給付し、日常生活の便宜を図る。	S44	国 1/2 県 1/4	66,906	R7 年度 6,485 件
15 重度身体障害児日常生活用具給付事業	重度の身体障がい児に、日常生活を容易にするために入浴や訓練用ベット等を給付し、日常生活の便宜を図る。	S44	国 1/2 県 1/4	4,094	R7 年度 320 件
16 障害支援区分認定調査事業	障がい者の福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に判断するため、障害支援区分の認定調査を行う。	H18	単独	22,021	
17 障害支援区分判定審査事業	障害福祉サービスの利用を希望する障がい者について、認定調査員による調査を行った後、医師等で構成する判定審査会により、障害支援区分を決定する。	H18	単独	7,183	
18 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障がい者が自動車運転免許を取得する場合及び就労等に伴い自動車を改造する場合、その費用を助成し障がい者の社会復帰を図る。	S55	単独	1,800	R7 年度 自動車改造 8 件 運転免許取得 6 件

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
19 特別障害者手当等給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく在宅重度障がい者に手当を支給する。	S50	国 3/4	180,500	R7 年度 受給者 597 人 (R8.3.31 現在)
20 特別児童扶養手当給付事業	心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の障がい児を家庭で監護、養育している保護者に支給される。	S39	国	1,210	市には、特別児童扶養手当支給関係事務費として国から交付される。 R7 年度 受給者数 552 人 (R8.3.31 現在)
21 心身障害者扶養共済掛金補給事業	青森県心身障害者扶養共済制度に加入している人に、その掛金の一部を補給する。 ・非課税世帯 50/100 ・均等割世帯 30/100 加入者死亡の場合、障がい者に月額 2 万円（2 口加入は 4 万円）の年金が県より支給される。	S45	単独	653	対象者 6 人 加入者 87 人 （R8.3.31 現在）
22 訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない重度の身体障害者に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行う。	H12	国 1/2 県 1/4	17,784	
23 身体障害者更生館管理運営事業	心身障がい者の社会交流促進、レクリエーション等の便宜を供与する。また、在宅の障がい者に対し、支援・ピアカウンセリング・相談・情報提供等を総合的に行う。	S53	単独	16,685	
24 重度心身障害者医療費助成事業	対象者 ・身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級の内部障がい者 ・愛護（療育）手帳Ａの知的障がい者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※医療保険による自己負担額を助成する。	S49	県 1/2	314,238	受給者 2,946 人 （R8.3.31 現在）
25 障がい者バス特別乗車証交付事業	6 歳以上の障がい者（身体障害者手帳 4 級以上及び愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）に社会参加の促進と生きがい増進のため、市営バス及び南部バスの市内全線で使用できるバス特別乗車証を交付する。	H15	単独	1,136	R7 年度 交付者数 身体障がい者 1,571 人 知的障がい者 1,084 人 精神障がい者 1,668 人

事業名	事業の内容	実施年度	財源構成	事業費（千円）	備考
26 障がい者バス回数券交付事業	市営バス及び南部バスが運行していない地域住民に、十和田観光バス会社の回数券を交付する。(対象者は、バス特別乗車証対象者に同じ。)	H15	単独	7	R7 年度　交付者数 身体障がい者 0 人
27 手話通訳者設置事業	福祉事務所に設置し、ろうあ者からの依頼に応え、各方面で意思伝達の援助を行う。	S55	国 1/2 県 1/4	8,919	手話通訳者　2 人
28 手話通訳者派遣事業	官公庁、学校、医療関係等をろうあ者が訪問する場合に手話通訳者を派遣する。	H17	国 1/2 県 1/4	2,443	手話通訳者派遣事業 登録者　20 人 （R8.3.31 現在）
29 療育（愛護）手帳の交付	療育手帳制度要綱に基づき交付する。	S48	―――	―――	手帳交付者数 2,393 人 （R8.3.31 現在）
30 重度心身障がい者タクシー料金助成事業	バス利用困難な重度心身障がい者に対してタクシー利用の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。	S58	単独	18,330	R7 年度 助成額　680 円／回 助成回数　4 回／月 交付者数　930 人
31 重度心身障がい者自家用車燃料費助成事業	バスやタクシーなど公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい者に対して、自家用車燃料費の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。	H30	単独	3,359	R7 年度 助成額　560 円／回 助成回数　1 回／月 交付者数　585 人
32 精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき交付する。	H14	―――	―――	手帳交付者数 3,424 人 （R8.3.31 現在）
33 自立支援医療費（精神通院医療）申請受理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条に基づき申請受理する。	H14	―――	―――	R7 年度 承認件数　4,191 人
34 代読・代筆支援員派遣事業	視覚障がい者または知的障がい者、その他難病等の方で、郵便物等の文字の読み書きを行うことが困難な場合、居宅に支援員を派遣する。	H27	国 1/2 県 1/4	120	R7 年度　2 件
35 介護テクノロジー導入支援・ICT 化推進事業	障害福祉サービス事業者等に対し、介護ロボットや ICT の導入に要する経費の一部について補助する。	R7	国 2/3	13,746	

6　令和８年度　その他福祉事業概要

福祉政策課

事業名	事業の内容	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1　避難行動要支援者事業	災害発生時、自力では避難できない重度の障がい者や介護が必要な人が地域の助け合い・支え合いにより、円滑かつ迅速に避難できる体制づくりを推進する。	単独	10,968	
2　心のバリアフリー推進事業	高齢者・障がい者が活動するにあたり障害となる物理的バリア（設備の不備、段差など）・精神的バリア（情報、意識の不足）のうち、「こころのバリアフリー」として意識醸成を図る。	単独	33	
3　福祉バス運営事業	市内福祉団体等が事業を実施するにあたり必要となる場合、中型バス・大型バスの運行を行う。	単独	15,200	中型バス 1 台 大型バス 1 台 運行業務委託： 三八五バス株式会社 受付業務委託： （福）八戸市社会福祉協議会
4　ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	独居高齢者や障がい者等を見守る「ほのぼの交流協力員」の配置や、研修会、地区連絡会を行う。	国 1/2	3,028	業務委託： （福）八戸市社会福祉協議会
5　社会福祉協議会補助金	福祉増進のための事業を行う八戸市社会福祉協議会に対し補助を行う。	単独	32,000	地域福祉活動費 24,600,000 円 八戸市社会福祉大会費 220,000 円 青森県社会福祉大会派遣費　0 円 社会福祉活動専門員設置費　7,180,000 円
6　地区社会福祉協議会活動事業補助金	地区社会福祉協議会の活動を支援するため補助を行う。	単独	1,040	市内 26 地区分 40,000 円／年×26 地区
7　八戸市地域の安心・安全見守り活動推進事業	「八戸市安心・安全見守り協定」を市内事業者と締結し、市民や公共物の異変に迅速に対応できる体制を構築する。	単独	104	
8　重層的支援体制整備事業	複合的な課題を持つ相談者等に対し、包括的に相談を受け止め、支援関係機関が連携して支援する体制を整備する。	単独	123	

事業名	事業の内容	補助・単独別	事業費（千円）	備考
9 民生委員児童委員育成事業	〈民生委員・児童委員活動費〉 民生委員・児童委員に対し、活動費の支払いを行う。 〈福祉協力員活動費〉 民生委員・児童委員をサポートする役割を担う福祉協力員に対し、報酬の支払いを行う。 〈八戸市民生委員児童委員協議会補助金〉 八戸市民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費に対し、補助を行う。 〈八戸市民生委員児童委員協議会運営費補助金〉 八戸市民生委員児童委員協議会の事務局運営に要する経費に対し、補助を行う。 〈上記以外で主なもの〉 ・民生委員・児童委員を対象とする研修会を開催する。 ・地区民生委員児童委員協議会会長に対し、活動費の支払いを行う。	単独	43,832	民生委員活動費 60,000円／年×538人 児童委員活動費 4,000円／年×538人 福祉協力員活動費 12,000円／年×150人
10 虐待等の防止対策事業	「八戸市虐待等の防止に関する条例」の理念普及を図るとともに、関係機関との連携を強化し虐待等防止に係る取組みの充実を図る。	単独	189	
11 福祉避難所整備事業	指定避難所では避難生活に支障をきたすような配慮者が、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の指定や整備を推進する。	単独	57,725	
12 福祉公民館・福祉体育館維持管理事業	市民の福祉増進のため設置している同施設の運営・管理を行う。	単独	42,654	指定管理者：三八五交通株式会社 （～令和12年度）
13 総合福祉会館維持管理事業	市民の福祉増進のため設置している同施設の運営・管理を行う。	単独	145,071	指定管理者：（福）八戸市社会福祉協議会 （～令和10年度）
14 八戸市民保養施設利用券交付事業	八戸市民を対象に、対象となる施設の宿泊分に使用できる利用券を申請により交付する。	単独	1,995	1人あたり最大3,000円分補助